令和6年度リモートワーカー応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東青地域移住・交流サポート協議会が、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村からなる青森圏域連携中枢都市圏のエリア(以下「青森圏域」という。)に移住したリモートワーカーを支援するため、当該リモートワーカーに対し、当該年度の予算の範囲内でリモートワーカー応援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、良好なリモートワーク環境を形成し、本市への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。
 - (1) リモートワーク ICTを活用して住居、コワーキングスペース等の勤務先以外の場所 (個人事業主の場合であって、開業場所が本人の住居の場合は、当該住居を含む。)において働 くことをいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第1号に掲げる要件に 該当する者であって、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 別表1の規定による支援金(以下「移住支援金」という。)の交付申請をし、リモートワークの要件で交付決定を受ける見込みまたは受けた者であること。
 - (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
 - (3)日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (4) 転入市町村税に未納の額がないこと。

(交付額)

第4条 補助金の額は、1世帯に対し10万円とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移住支援金又は新しい働き方移住支援金の交付申請後または交付決定後に、令和6年度リモートワーカー応援補助金交付申請書(様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて東青地域移住・交流サポート協議会に申請しなければならない。
 - (2) リモートワーク申告書兼誓約書(様式第2号)
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 支援金の申請は、移住支援金又は新しい働き方移住支援金の交付申請日から令和7年2月 21日までの間に行うことができる。

(交付決定の通知)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、 令和6年度リモートワーカー応援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知 するものとする。

(支援金の請求及び交付)

- 第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和6年度リモートワーク応援補助金交付請求書(様式第4号)を会長に提出して請求するものとする。
- 2 会長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 会長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を 求め、又は立ち入り調査をすることができる。

(返還請求)

- 第9条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、リモートワーカー応援補助金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。
 - (1) 虚偽の申請をした場合
 - (2) 第5条第1項に規定する補助金の交付申請日(以下「申請日」という。)から2年6月を 経過する日までの間に、転入した市町村から転出した場合
- 2 前項の規定による返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ただし、その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
 - (1) 次に掲げる場合 全額
 - ア 虚偽の申請をした場合
 - イ 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入した市町村から転出した場合
 - (2) 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入した市町 村から転出した場合 半額

(返還の免除)

- 第10条 リモートワーカー応援補助金の交付を受けた者は、前条に規定する要件に該当するに 至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、リ モートワーカー応援補助金返還免除申請書(様式第6号)に当該事情を証する書類を添えて返 還の免除を申請することができる。
- 2 会長は、前項の申請があったときは、返還の免除の可否に係る決定内容をリモートワーカー 応援補助金返還免除承認通知書(様式第7号)又はリモートワーカー応援補助金返還免除不承 認通知書(様式第8号)により当該申請者に通知する。

(取扱方法)

第11条 この要綱に定めるものほか、リモートワーカー応援補助金の交付に関し必要な事項は、 会長が別に定める。 附則

(実施期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表1 (第3条関係)

補助金等名称

- ・令和6年度青森市移住支援金(令和6年4月1日実施)
- ・令和6年度新しい働き方移住支援金(令和6年4月1日実施)